

大学における一般教育と教養課程  
の改善について

教養課程に関する特別委員会

(昭和44年11月)

## 目 次

まえがき	1
1 大学における教養教育の意義	2
2 教養課程と専門教育課程	4
3 授業科目等について	5
4 教員組織について	10
5 教養教育と専門教育	12
6 教養部、あるいは教養課程委員会について	13

## 大学における一般教育と教養課程の改善について

### ま え が き

国立大学協会は、昭和42年6月に設置された「教養課程に関する特別委員会」を含めて、過去3回にわたって特別委員会を設置して、標記のことについて検討を行ってきたが、その間に大学をめぐる諸情勢は激変して、今や大学制度全般についての改革が諸方面において真剣に問われるようになった。

一般教育、あるいは教養課程についても、その根本にまで遡って検討する必要にせまられているので、本特別委員会としても、さきに実施した2回のアンケートの結果を基礎に、更に、最近大学をはじめ諸方面から提案されている大学制度改革案を参考として審議を進め、ここに「一般教育の改善」についての見解をとりまとめた。その際、一般教育が、従来 of 如く画一的・形式的に流れることなく、それぞれの大学、あるいは学部・学科が各々その特色を十分に生かし、また、大学によってはその特殊事情に即応した方策がとり得るよう配慮した。

勿論、一般教育がその効果を十分に発揮しうるためには、大学に共通の問題として、予算の増額、教員定数の増加、施設・設備の拡充・整備が必要であることはいうまでもない。一方、一般教育の効果的な実施の点で、他の大学にはない困難な問題をもつ大学もあると推測されるので、国立大学協会として、それらの個別的な問題に対しても、適切な措置を講ずる必要があると思われる。

## 1. 大学における教養教育の意義

一般教育が、わが国の大学においても実施せられるようになってから、既に20年を経過している。その間、さまざまな工夫や努力が積み重ねられてきたにも拘らず、未だ十分に定着したとはいいがたい。むしろ最近では、一般教育は高校段階におろすべきである、とする意見や、大衆化された大学では、教員と学生との人格的ふれあいを通しての人間教育はもはや不可能だ、とする見方さえある。

しかしながら、大学に一般教育が置かれたことは、教育課程の面から見て、新制大学の最も著しい特色であり、また欧米諸国の大学においても、一般教育が重視されてきた経緯にかんがみ、今一度この問題について十分に検討する必要があると思われる。

これまで大学は、いわゆる「研究と教授」をその使命としてきたが、ここにいう教授とは単に専門的事項にかかわる教育のみならず、人格の陶冶、人間教育の意味をも含んでいたことは、近代的大学の創設に大きな力となったウィルヘルム・フォン・フンボルト、フィヒテ、シュライエルマッハーらの言葉からも明らかに窺えるのである。しかるに、その後の推移は、学問の急速なる進歩とともに、研究分野は著しく細分化され、教育の面でも、狭い専門的事項の教授に終始するような結果となった。このような状況のもとに、大学教育が「単なる知識、技術の伝達に終り、過度の専門化が本来の人間教育を阻害しているが如き現状を是正する」ために、また「人格および意志の陶冶がゆるがせにされ、専門以外の事柄には無知であるというのでは、大学教育はその本来の意義を失う」という反省から、一般教育への熱心な運動が起ったのである。さきに国立大学協会が公表した「大学における一般教育について」(昭和37年3月)の中でも次の如く述べられている。～「19世紀半ば以降、大学が次々に専門的に分化された組織をもち、その教育内容も極めて特殊化された専門分野の知識・技能に主点をおくようになった。日本の大学はちょうどそのような世界的な歴史的情勢の中に誕生し、かつ近代産業

国家としての日本の建設時代を通じて成長してきたのであった。それがために、大学の職業教育機関としての色彩が、ことさらに強められたのは、避けがたいところであった。

大学における教育内容の極度の専門分化にともなって、各専門家相互の間、あるいは専門家と非専門家との間の際は深まり、互に他を理解することが困難となった。そのような事情は総合的な文化の発展、健全な社会の建設を阻むものであるとの観点から、ヨーロッパあるいはアメリカの諸大学においては、リベラル・エデュケーションの伝統を想起しつつ、大学教育の在り方を反省し、改革しようとする試みが、とくに第一次世界戦争以後いろいろな形で現われてきた。一般教育の運動はその代表的なものであった。……大学における一般教育の目標は、すべての学生に対し、その専門の如何にかかわりなく、人生と学問体系における自分の専門の正しい地位を理解させるとともに、将来彼らが社会人として行動するときに必要なと考えられる教養を与えることである、といわれる。それは特定の知識・技術を意味するものではなく、人生と学問体系との関連において深く、専門を理解し把握するための、また複雑な社会の中において適正な批判力と判断力をもって行動するための、知性・智慧ともいべきものである。一般教育と専門教育とは、互に相補的關係に立つ。」

一般教育が大学教育の一環として、改めて重要視されるようになったのには、以上のような理由があった。また、そこに示されている一般教育の目的・目標は、今日においてもなお妥当するものといえるであろう。それ故、大学における一般教育に問題があるとすれば、それは主としてこれまで実施されてきた一般教育の内容・方法に、あるいは課程の編成や教員組織に関わりがあるものと思われるのである。次に、これらの諸点について、少し詳しく触れてみることにする。

## 2 教養課程と専門教育課程

わが国の大学では、前期（2か年）を教養課程として一般教育の期間とし、後期（2か年）を専門教育に当てるのが、何時の間にか原則となってしまう。さきに触れた国立大学協会の見解（「大学における一般教育について」）においても、教養教育と専門教育とを二の課程に分けて考えていることが窺われるのである。しかしながら、この両者を前期、後期に峻別することが、果して適当であったのであろうか。また、わが国に一般教育が導入された当初から、このような計画があったのであろうか。甚だ疑問である。先頃出版せられた「大学教育」（海後宗臣、寺崎昌男共著、44年5月）によれば、戦後の教育制度の改革に際して、一般教育について初めて明確に言及しているオーストラリア教育使節団報告書では、次の如く勧告している。～「職業的及び技術的教養の中に、実行できる限り普通教育的科目を、もっと自由に取り入れるべきである。」また、占領軍当局の一般教育論のうちには、「元来、一般教育と専門教育の間には本質的差異は存しない。両者の区分は科目の観方又は研究方法によってきまるものである」という見解が示されている。

教養教育と専門教育とを制度的に区別したことは、むしろわが国に独自の理由によるものではなからうか。勿論、ヨーロッパの大学にもこの種の例がなかったわけではない。即ち、13世紀以来数世紀にわたって、ヨーロッパの大学は、神学部、法学部、医学部、学芸学部（*Artistenfakultät*）の4学部から成っていたが、神、法、医の3学部は「上級学部」として、学芸学部の課程を修了していなくては進学を許されなかったのである。学芸学部は将来今日の「教養部」の如く、一般陶冶の機関であり、専門教育課程へ進むための予備課程でもあったのである。それ故、パウルゼン（哲学者、教育学者、1846～1908）は、学芸学部を「大学に組み込まれた高等学校」（*"Das der Universität inkorporierte Obergymnasium"*）と呼んでいるが、真に適切な表現であるといわれている。この学芸学部が

「哲学部」と改まり、予科的性格を脱して専門の学部となったのは、近代に入ってからのことである。

わが国の旧制高校（あるいは大学予科）も、高等学校令（大正7年公布）によれば、「つとめて専門化をさけ……教授内容は常に他学科との全体的統一を失なことを肝要とす」と定められていて、大学教育の基礎として広く一般教養をあたえ、人間形成のための教育を施すことをその使命としてきた。その点で新制大学の教養課程と極めて類似している。（海後・寺崎、「大学教育」～3.8.8頁以下参照）その上に、新制大学の発足当初、一般教育の中心は、新たに大学に組み入れられた旧制高等学校であった。これらの事情から、時に、一般教育は専門教育よりも程度の低いものとされ、本来の大学教育ではないといった観念から、全学的な理解や協力が得られなかったとも考えられるのである。教養課程と専門教育課程とを制度上画然と区分することは、本来、必ずしも必要ではなかった。両者を峻別することによって上述の如き好ましくない傾向をかえつて助長するばかりではなく、大学における教養教育の方向を誤らしめる恐れもあるのである。

それ故に、一般教育、あるいは教養課程の改革に当っては、先ず、教養教育と専門教育との課程上の区分をやめて、4カ年の学部課程を通じて教育教育～広い視野と深い識見とを養う人間的完成への教育～と専門教育、あるいは専門的分野に傾斜した教育とを、適宜、並行的に実施する方法を考究すべきであろう。或は、それぞれの趣旨が十分に生かされている場合には、大学教育を一本として「教養教育」・「専門教育」といった別々の名称を特に用いる必要がなくなるとも考えられる。

勿論、大学の事情によっては、当面、両者を区分し、いわゆる横割り方式をとることも認められる必要があるだろう。

### 3. 授業科目等について

教養教育であっても、大学において行なわれるかぎり、学問、もしくは学

問上の専門分野から全く離れた授業は考えられないであろう。従つて、専門教育とは全く関係のない、教養教育に独自の授業科目を見出すことも困難である。これまでは、教養課程と専門教育課程とが峻別せられていた関係もあつて、一般教育に独自の授業科目といったようなものがあるかのように考えられていたが、現行の大学設置基準第20条第2項に、一般教育の授業科目として掲げられている諸科目にしても、それらはいづれも学問の専門分野に属するものである。基準に示されているそれぞれの単一科目が、そのままの形で一般教育の授業科目となるのではなく、科目の形式で示されているそれぞれの専門分野について、教養教育の目的にかなつたような授業計画をたてるよう、本来は幅広く考えられていたのである。さきにも触れた如く、新制度採用当時のアメリカ側の当局者も、一般教育科目と専門教育科目との間に本質的な差異は認めず、両者の別は科目の見方、あるいは扱い方の如何によるものとしている。それ故、教養教育の授業科目と専門教育の授業科目とを画然と区別して考えるのは、適当とはいわれぬであろう。

数年前に開設されたイギリスのサセックスの大学は、カリキュラム編成に衆知をあつめ、新しい大学教育を目指して努力を続けているが、ここには教養教育に相当するものはあるが、それは専門教育と分離された形で行なわれてはいない。例えば、経済学第一と呼ばれる講義があるとすれば、これを経済専攻の学生がとれば専門の単位となるが、他の専攻分野の学生がとれば教養の単位となる。いわば、日本式の教養の学生と専門の学生とが机を並べて同じ講義を聞き、それぞれに必要な単位として認定される制度である。この方法については、講義の内容はかなり高い水準のものであることが予想され、他の専攻分野の学生にとって負担となるのではないかとの懸念も生ずるが、これに対してサセックス大学の当局は、いやしくも大学生である限り、自ら選んで修めようとする科目に、ついて行けないような心配はないという見解を示している。（「大学資料」、第29号参照）これまで、一般教育は専門教育よりも程度が低いものと考えられがちであつたが、これらの点について



も一考を要するであろう。

また、ドイツの諸大学においては、全ての学部が、その学部の学生のための授業の他に、全学の学生のための講義・演習（Vorlesungen für Hörer aller Fakultäten）を多数開設して教養教育に協力している。

或は、国立大学協会の運営協議会のもとに設置されている大学問題第2研究部会では、研究課題の一つとして、学部課程のカリキュラム編成についても検討を加えつつあるが、そこには次の如き一例が示されている。～授業は「たとえばA、B、C、の三段階とし、

A 当該専攻分野の初等的、かつ基本的な問題をえらび、できるだけ広い視野からとらえることを主眼とし、学問の歴史的発展、方法的側面ならびにその社会的意義などの解説を通じて学問への展望を与える入門的なもの

B 専攻分野のやや分化した領域における基本問題の組織的解説

C さらに分化した領域のやや高度の内容、あるいは境界領域にかんするもの

にわけられる。ひとつの学問領域への学習をめざす学生が、それと関連する他の専門領域に対する理解をふかめ、あるいは専攻する学問とヒューマニティとのかかわりをさらに掘りさげてはあくするなどの目的に他の専攻にぞくするA科目を活用できるような配慮がのぞましい。また学習がひとつの専攻領域にかたよすぎて、境界領域の自由な学習をさまたげることのないよう、主専攻、副専攻の制度を活用する。すなわち学生は所要単位の主力をひとつの専攻におく場合にも、他の専攻を副専攻にえらび、たとえば単位のうち主専攻50%副専攻30%、自由単位20%のような構成によって単位を取得するものとするなどの方法が検討されるべきであろう。」

ここには教養教育と、従来基礎専門教育と呼ばれていたものの輪廓及び結びつき方の一例が示されているといえるであろう。

また、後段の主専攻、副専攻の所要単位の%は、後述（5. 教養教育と専門教育）の教養教育と専門教育との単位の割合に関する諸提案と相通ずるも

のがある。

要するに、入門ないし概説的な授業にせよ、特定のテーマによる講義・演習にせよ、また総合コースにせよ、本来の教養教育の目的に添いうるよう、それぞれに工夫をこらすことこそ、もっとも肝要であろう。

なお、これまで一般教育、あるいは教養課程の一部として実施されてきた「基礎専門科目」の教育は、もしも教養と専門とを分けて考えるとすれば、むしろ専門教育の一部として実施するのが適当であると思われる。

それにしても現行の大学設置基準が、一般教育の授業科目を省令で定めているのは適当ではない。この点については、さきにあげた「大学における一般教育について」の2～3頁及び9頁以下において指摘している通りである。それ故、われわれは文部当局に対して、大学設置基準の速かなる改訂を要望すべきであると考えらる。

教養教育の「授業実施方法」については、専門教育との間に特に差異はないであろう。ただ、これまでの教養課程では、教員定数の不足等の現め実施が困難であった小人数の「演習・ゼミナール」に今後は重点を置くべきであり、特に入学初期に十分にガイダンスを実施する必要があると思われる。勿論、多人数の学生を対象とする授業も、適宜実施する必要があるが、あらかじめ施設・設備の整備、助手等の人員の配置に充分留意されなければならない。

これまで、しばしば論議されてきた一般教育の「実施時期」～縦割り・横割りの問題と「留年学生」の問題も、教養課程と専門教育課程との制度上の区分を廃することによって、一応は解決されることとなるらう。

ただ、大学によっては学部が各地に分散している等の事情から、横割り方式

によらざるを得ない場合もあると思われるが、まえがきにも記したように、それぞれに特殊な事情は当然認められなければならぬであろう。

最後に、これまで高等学校教育との重複、あるいは「くりかえし」がしばしば問題とされてきた。それ故、重複または「くりかえし」のおそれがある科目は、この際高等学校におろすか、既に高等学校において履修されているものとしてこれをはずし、大学の一般教育は「大学における教養教育」として真にふさわしい形をとることが必要であると思われる。

もともと教養教育、或は人間的完成への教育は、人間一生の問題であって、大学における教養教育は、いわゆる生涯教育の一環を担うものと考えなければならぬ。そして大学生を含めて成人の教育は、当然「自己教育」でなければならぬが故に、大学の教養教育は先づ、学生の向学心に働きかけ、知的創造力を培うものでなければならぬであろう。

## 教員組織について

一般教育担当教員の問題については、検討すべき多くのものが残されている。わが国においては、一般教育のために専任教員を置くように大学設置基準で定められているが、戦後の新教育制度の原型をなすアメリカの大学では、必ずしも、一般教育に専任教員を置く制度はとっていないのである。特にハーバード大学等のいわゆる名門校にあっては、一般教育担当の教員、専門教育担当の教員、大学院担当の教員等の区別がないのが普通である。また、ヨーロッパの大学にあっては、教養教育のために特に専任の教員は置いていない。大学教員は、本来、それぞれの専門分野における優れた研究業績と教育上の経歴に基づいて、教員としての資格を認められているのであるから、特に一般・専門の間に区別や格差を設けない方が、むしろ当然であるといえよう。

わが国で一般教育に専任教員制が採用せられたのは、必ずしも明確な根拠に基づくものではなく、特殊の事情によるものであることが、数々の資料によって窺われるのである。専任教員制は、一般教育の実施に当って責任の所在を明確にする等の利点があるとも考えられるが、教員間の格差や感情的対立を生じたり、全学的な理解や協力の妨げとなる等の消極面も少なくないので、この際、慎重なる検討が望まれるのである。

しかし専任教員制は、過去20年間に一部定着しているところもあり、また大学によっては専門分野の関係上、教養教育を担当する教員の組織を必要とするもの（例えば芸術大学、あるいは実学を中心とする単科大学等）もあるので、原則として、「大学の全教員が教養教育と専門教育の両者に対して責任をもち、授業を担当するものとして、教員の間は一切の差別は認めない」ものとするが、同時に何等かの経過措置、もしくは特例を設ける必要があると思われる。例えば～大学によって、

- a. 主として教養教育を担当する教員グループと、主として専門教育を担当する教員グループの両者を置き、随時、両グループの間の人事交流をはかる。

大学院を置く大学にあっては、両グループに属する有資格の教員は、同じように研究科の授業を担当する。

b 芸術大学、あるいは実学を中心とする単科大学にあっては、附置研究所あるいは研究施設（例えば、比較文化研究所、総合文化研究所の如き）を設け、教員は研究所に籍を置き専門研究に従事するとともに、各学部の教養教育を担当する。

なお、外国語および保健・体育については、小委員会を設けて検討する計画であったが、諸般の事情から、未だ実施にいたっていない。

ただ、これまでの審議に当って、次の如き意見が述べられていた。～

例えば、外国語については大学直轄の「外国語センター」を設け、学部の教育とは別個に外国語教育を行なう。また、学部の授業に影響されない時間帯（例えば、16時～18時乃至20時）を選んで、出来得るかぎり集中的に授業を行なうような方法、あるいは夏期休暇等を利用して集中的に授業する方法等を考えてはどうかという意見が出されている。

体育については「体育は、課外活動でやっている大学もあるようで、一般教育からはずしてはどうか。運動をやったことのない者には体育を、やったことのある者はクラブ活動でよいではないか。虚弱な者と健康なものと2段階に分けてやらせるとか、保険管理と密接に組んで実施することも必要である。」また「大学教育の立場から、体育は廃止すべしという意見もあるが、大学が都市に集中し学生が不健康な生活を余儀なくされている事、わが国では社会体育が未発達で市民としての健康管理が不十分である事を考えると、大学の体育は強化すべきであるという意見もでてくる。今日大学で行なわれている体育は、これを基準通り実施することは教員定数の不足から全く不可能である。それ故、教官の指導の下に学生が自主的にスポーツ、体育、或は体育祭、球技大会等を行ない、これを単位時間にくり入れている大学もある。この方法にも問題点があるので、体育については更に慎重な検討を要する」という意見がある。

## 5 教養教育と専門教育

新制大学発足以来、一般教育と専門教育との関係は、常に実要な課題となっていた。特に発足当初には、新たに導入された一般教育が、戦前の大学教育にはなかったような内容をもっていたために、大学人からも社会からもその意義や重要性が理解せられず、また、その組織や運営が画一的・形式的であったこともわざわざいして、一般教育は所期の効果をあげ得なかった。しかし、根本的には新制大学が4か年の間に一般教育と専門教育の双方を、いわば半々の形で行なわなければならなかったこと、旧制の大学が3か年間に専ら専門の教育を実施してきたのに比して、一般教育の導入が専門教育の年限短縮、もしくは水準の低下として映ったことが、全学的な協力を阻み、社会的批判をまねくにいたった主な原因である。

それ故、さきに提案した如く、教養課程と専門教育課程との制度上の区分を廃することによって、両者の対立関係は相補的關係に変化して行くものと思われる。勿論、教養教育と専門教育とに割り当てられる単位数の比率の問題はなお残るであろうが、現行の規定の如く、卒業の要件となる一般教育の単位数を36単位（外国語、保健・体育を除き）としなければならない明確なる根拠は見当らないのである。それ故、両者の比率については、「大学設置基準改善要綱」を参考として、凡そ次の如く考えることができるであろう。

- a. それぞれの専門分野（学部・学科）の特色を生かすことを考え、画一的な規定は設けない。
- b. 教養教育の最低単位数を20～24単位（「改善要綱」では24単位）とすれば、外国語、保健・体育の単位を合わせても、ほぼ1か年を教養教育に、3か年（104～108単位）を専門教育に充当することができる。
- c. 専門の分野によって教養教育に重点をおく場合には、教養教育にほぼ2か年を、また専門教育にも同じくほぼ2か年を充当することが可能であるし、場合によっては4か年を通じて、一層教養教育に傾斜した方法も考えう

るであろう。

「改善要綱」の線に沿って、4か年に取得すべき単位数の上限を140単位（1か年35単位）とすれば、教養教育と専門教育の単位数の比率は、次の数字の範囲内で、専門分野の必要に応じて、学部あるいは学科毎に、適宜定めることができる。（教養教育の単位数には、外国語8単位、保健・体育4単位、計10単位を加算）

教養教育	専門教育		
32	108	(計)	140 単位
64	76	(計)	140 単位

#### 6. 教養部、あるいは教養課程委員会について

「大学設置基準改善要綱」のXの1の(2)および(3)は、一般教育実施上の責任体制と管理方式を確立するため、教養部、もしくは教養課程委員会を設けるよう勧告している。教養部については、既にこれを設置している大学も相当の数にのぼっているが、さきに提案したように、教養課程と専門教育課程との制度上の区分の廃止、あるいは専任教員制に代わる全学出勤方式の採用によって、教養教育実施上の責任や企画・立案の仕事は、先づ教授会等の機関が負うべきこととなるらう。

また、必要に応じて「一般教養委員会」等を設置すれば、運営上にも差支えはないものと思われる。ただ、現に教養部を設置している大学にあっては、それぞれの大学の事情に応じて、教養部が上述の任務に当ることも考えられ

るであろうし、あるいは、教養教育について学部間の連絡・調整の機関としての役割りを果たすこともあり得るであろう。

---

最後に、国立大学協会は、その大学運営協議会に「大学問題研究部会」を設けて、大学制度の改革について研究を続けている。その結果、学部教育に大きな変化が生ずるような場合には、教養教育の在り方も当然影響をうけるであろう。しかし現段階においては、教養教育に関する本特別委員会の見解と、研究部会の方針との間には、大きな隔りはないものようである。

以 上